

議案第 13 号

墨田区コミュニティ会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 2 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区コミュニティ会館条例の一部を改正する条例

墨田区コミュニティ会館条例（平成 6 年墨田区条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「（墨田区横川コミュニティ会館に限る。以下同じ。）」を削る。

第 20 条を削り、第 21 条を第 20 条とする。

付 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の指定管理者による管理に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区コミュニティ会館条例の規定の例により行うことができる。

（提案理由）

東駒形コミュニティ会館及び梅若橋コミュニティ会館の管理を指定管理者に行わせるため、所要の規定整備をする必要がある。